

北区土木部「週休 2 日制確保工事」実施要領

6北土土第 2422 号
令和 7 年 3 月 1 9 日部長決裁

1 目的

本要領は、「完全週休 2 日制」の実現を目指す取組である「週休 2 日制確保工事」について、北区が発注する土木部所管の工事における「週休 2 日制確保工事」の実施の流れ、提出資料等を定めたものである。

2 用語の定義

(1) 建設局実施要領

「建設局「週休 2 日制確保工事（土木工事）」実施要領」（令和 6 年 10 月 1 日以降起工（決定）する案件に適用する実施要領）をいう。

(2) 対象期間

現場着手日から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 5 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。

(3) 現場閉所

対象期間において、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事業所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所を閉所したと認められる日が 4 週 8 休以上ある状態をいう。

(4) 4 週 8 休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5% (8 日/28 日) 以上の水準に達する状態をいう。

※降雨、降雪等による予定外の現場閉所日または休日についても、現場閉所に含めるものとする。

3 対象工事

原則、北区土木部所管のすべての工事を対象とするが、以下の工事は対象外とすることができる。

- (1) 単価契約工事
- (2) 本要領 2 に定める対象期間が 30 日未満の工事
- (3) 緊急対応を要する工事
- (4) 工事内容及び施設の実状等により対応が困難な工事

4 工期の変更

工期の変更理由が以下の(1)～(3)に示すような受注者の責によらない場合は、工期の変更を行う。

- (1) 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- (2) 工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- (3) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

5 業務の流れ

(1) 工事発注時

発注者は、本要領3により週休2日制確保工事を選定した上で、当初設計時に4週8休として経費の補正を行い、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が週休2日制確保工事である旨を記載する。

(2) 工事契約時

発注者は、週休2日制確保工事の実施について、受注者の意向を確認する。

受注者が試行工事を希望した場合には、その旨を施工計画書に明記する。

受注者より、週休2日制確保工事を希望しない旨の報告を受けた工事については、受注者は同項(3)及び(4)の「5 業務の流れ」に記載の義務を負わない。

なお、速やかに経費の補正について、設計変更を行う。

(3) 工事施工時

①受注者は、広報板に「週休2日制確保工事」である旨を記載する【別添】。

②受注者は、現場閉所を行う時は、事前に週間工程表や電子メール等で監督員に報告する。

(4) 最終変更時

受注者は、工事完了日確定後速やかに、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」(建設局実施要領別添3)を作成し、発注者へ報告する(報告様式は「様式甲第108号」)。

発注者は、現場閉所の実施結果に応じ、設計変更を行う。

6 留意事項

(1) 受注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。

(2) 発注者における現場閉所状況または技術者及び技能労働者の休日率の確認については、各工事単位で行うものとする。

7 適用

この要領は、令和7年4月1日以後に起工し、公告等を行う工事に適用する。

広報版記載例

道路工事のお知らせ

週休 2 日制確保工事（※1）

◆はじめに

◆工事の場所と日時について

◆工事概要

◆工事による影響などについて

◆施工場所・案内図

◆連絡先・お問合せ先

本工事は、「完全週休 2 日制」の実現を目指す取組である「週休 2 日制確保工事」です。（※2）

- ・※1 は、全ての広報板に記載。
- ・※2 は、可能な場合、広報版に記載。
- ・フォント、文字の大きさ等は変更してよい。